

尾張西部国営施設機能保全事業
尾西排水機場領内川 2 号ポンプ整備補修工事

特 別 仕 様 書
(第 1 回変更)

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容																														
第1章 総 則	<p>尾西排水機場領内川2号ポンプ整備補修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。</p> <p>同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>																														
第2章 工事内容 1. 目 的 2. 工事場所 3. 工事概要 4. 工事数量 5. 施工範囲	<p>本工事は、国営尾張西部土地改良事業計画に基づき、尾西排水機場の領内川2号ポンプ設備等の整備補修及び付属機器の更新を行うものである。</p> <p>愛知県一宮市明地御屋敷東地内</p> <p>本工事は、尾西排水機場の領内川2号ポンプ設備の整備補修及び付属機器の更新を行う工事で、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 領内川2号ポンプ設備工</p> <table border="0"> <tr> <td>1) ポンプ整備（立軸斜流 口径1,800mm）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td> ① 主ポンプ分解・整備</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>2) 減速機整備</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td> ① 複合減速機分解・整備</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>3) 原動機整備（ディーゼルエンジン 2,100PS）</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td> ① 原動機分解・整備</td> <td>1基</td> </tr> </table> <p>(2) 付帯設備工</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 電動蝶形弁更新（口径1,800mm）</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td> ① 電動蝶形弁更新</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td> ② 蝶形弁基礎</td> <td>1式</td> </tr> </table> <p>(3) 電気設備工</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 運転操作設備更新</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> ① コントロールセンタ（Ⅱ）</td> <td>4面</td> </tr> <tr> <td> ② ポンプ設備補助継電器盤</td> <td>4面</td> </tr> <tr> <td> ③ 領内2号ポンプ盤</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>2) 計装設備更新</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> ① 計装・変換器盤</td> <td>1面</td> </tr> </table> <p>別紙-1「工事数量表」のとおりである。</p> <p>本工事は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、撤去、輸送、整備、据付及び試運転調整までの一切とする。</p>	1) ポンプ整備（立軸斜流 口径1,800mm）	1台	① 主ポンプ分解・整備	1台	2) 減速機整備	1基	① 複合減速機分解・整備	1基	3) 原動機整備（ディーゼルエンジン 2,100PS）	1基	① 原動機分解・整備	1基	1) 電動蝶形弁更新（口径1,800mm）	1基	① 電動蝶形弁更新	1基	② 蝶形弁基礎	1式	1) 運転操作設備更新	1式	① コントロールセンタ（Ⅱ）	4面	② ポンプ設備補助継電器盤	4面	③ 領内2号ポンプ盤	1面	2) 計装設備更新	1式	① 計装・変換器盤	1面
1) ポンプ整備（立軸斜流 口径1,800mm）	1台																														
① 主ポンプ分解・整備	1台																														
2) 減速機整備	1基																														
① 複合減速機分解・整備	1基																														
3) 原動機整備（ディーゼルエンジン 2,100PS）	1基																														
① 原動機分解・整備	1基																														
1) 電動蝶形弁更新（口径1,800mm）	1基																														
① 電動蝶形弁更新	1基																														
② 蝶形弁基礎	1式																														
1) 運転操作設備更新	1式																														
① コントロールセンタ（Ⅱ）	4面																														
② ポンプ設備補助継電器盤	4面																														
③ 領内2号ポンプ盤	1面																														
2) 計装設備更新	1式																														
① 計装・変換器盤	1面																														
第3章 施工条件 1. 工 期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事は積算上の工期としている982日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要</p>																														

項 目	内 容
	<p>しない。</p> <p>また、現場に搬入しない資材の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで</p>
2. 工程制限	<p>ポンプ設備（減速機及び原動機を含む）並びに付帯設備の撤去、整備、更新及び据付作業（以下「ポンプ設備整備作業」という。）は、次に示す期間内に完了させ、ポンプ運転可能な状態とする。</p> <p>ポンプ設備整備作業可能（領内川2号ポンプ非稼働）期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年11月1日～令和7年5月31日 <p>電気設備の撤去及び据付作業（以下「電気設備更新作業」という。）は、次に示す期間内に完了させ、ポンプ運転可能な状態とする。</p> <p>電気設備更新作業可能期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年11月1日～令和8年3月10日
3. 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 工場作業の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。</p> <p>(2) 現場作業の工事期間には、雨天、休日等を月当たり標準13日見込んでいる。</p> <p>なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。</p>
4. 河川区域内施工	<p>本工事は、河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。</p>
5. 作業時間の制限	<p>尾西排水機場の施設管理者である愛知県海部農林水産事務所（以下「施設管理者」という。）の勤務時間は、平日の8:45から17:30であり、工事における作業時間は、施設管理者の勤務時間内であることを原則とする。</p> <p>なお、やむを得ず施設管理者の勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議し、施設管理者と調整するものとする。</p>
6. 現場技術員	<p>本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。</p>
第4章 現場条件 1. 関連工事等	<p>受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <p>(1) 尾張西部国営施設機能保全事業</p> <p>(1) 尾西排水機場領内川1号ポンプ整備補修工事</p> <p>(1) （令和4年6月～令和6年6月）</p> <p>(2) 尾張西部地区</p> <p>(3) 尾西排水機場監視操作設備更新その1工事</p> <p>(3) （令和5年4月～令和6年3月）</p> <p>(3) 尾張西部国営施設機能保全事業</p> <p>(2) 尾西排水機場補機・電気設備更新工事</p> <p>(2) （令和5年10月～令和8年3月）</p> <p>(4) 尾張西部地区</p> <p>尾西排水機場監視操作設備更新その2工事</p> <p>（令和6年5月～令和7年3月）</p> <p>(5) 尾張西部地区</p> <p>尾西排水機場他ゲート設備整備（その2）工事</p>

項 目	内 容
	<p align="center"><u>(令和7年4月～令和8年3月)</u></p> <p>本工事で既設設備等に接続する内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 電源接続は、既設と同様に既設コントロールセンタ設備とし、既設仕様は第10章2項のとおりとする。</p> <p>(2) 既設機器メーカーとの調整が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3. 搬入路 現場への搬入路は、最大100tクレーン車の通行が可能と想定しているが、受注者は排水機場の状況を十分に確認し、必要に応じて養生等を行わなければならない。 なお、特別な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 第三者に対する措置 (1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、関係機関との協議調整、現地の交通状況等により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。</p> <p>5. 関係機関との調整 受注者は、下記について必要な協議調整等を行わなければならない。</p> <p>(1) 設備輸送ルートの使用許可申請 (2) 危険物等の届出 (3) その他工事に必要な協議調整等</p>
第5章 提出図書等	
1. 提出図書	<p><u>共通仕様書（施）第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図はA4判の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数を作成し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p>・完成図書2部 なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については、監督職員と打合せの上、作成するものとする。 また、提出書類に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出するものとする。</p> <p>2. 承諾図書 (1) 共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は、工事の余裕期間終了後から30日以内に提出するものとする。 また、承諾、不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。</p> <p>(2) 本工事で施工した施設について、工事竣工後においても材料調達を含めた、迅速な対応が可能となるよう、メンテナンス体制を確保する資料を作成の上、監督職員及び施設管理者と打合せを行うものとする。</p> <p>3. 施工図 受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者に代わり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。</p> <p>4. 官公庁への手続き等 共通仕様書（施）第1章1-1-45に示す手続きが必要となった場合は、以下のとおり申請書類を監督職員に提出するものとする。</p> <p>・必要な申請書 1部</p>
第6章 仮設	
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

項 目	内 容
<p>2. 敷鉄板養生</p>	<p>ただし、排水機場設備に係るものを除く。</p> <p>既設構造物等の保護については、図面に示すとおり敷鉄板による養生を想定しているが、範囲等の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
<p>第7章 工事用地等</p> <p>1. 発注者が確保している用地</p> <p>2. 工事用地等の使用及び返還</p>	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、尾西排水機場敷地内である。</p> <p>(1) 前項の土地の使用及び返還に伴う詳細については、監督職員が指示するので、それに従うものとする。</p> <p>(2) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地及び返還するときは、監督職員に報告するものとする。</p>
<p>第8章 貸与する資料等</p> <p>1. 貸与する資料</p>	<p>本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。</p> <p>(1) 資 料 名 平成27年度 尾張西部地区尾西排水機場ポンプ設備実施設計業務報告書 平成27年度 尾張西部地区尾西排水機場耐震化対策実施設計業務報告書 令和2年度 尾張西部地区日光川河口排水機場等ポンプ補機設備施工計画検討業務報告書</p> <p>(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで</p> <p>(3) 返納場所 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。</p> <p>(5) そ の 他 その他必要となる資料については、監督職員と協議するものとし、追加資料等があった場合の取扱いは上記のとおりとする。</p>
<p>2. 貸与する施設</p>	<p>本工事の施工において、使用する次の施設を貸与する。</p> <p>(1) 施 設 名 ポンプ室内天井クレーン</p> <p>(2) 貸与（返納）場所 尾西排水機場</p> <p>(3) 貸 与 条 件 貸与施設の使用に先立ち、貸与施設を点検の上、使用に当たって整備等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 貸与施設の使用に当たっては、施設に損傷を与えないよう適正な管理体制のもとで使用するものとする。 なお、受注者の責により施設に損傷を与えた場合は、監督職員に速やかに報告するとともに、指示に従うものとする。</p> <p>(4) 引 渡 時 期 監督職員と打合せの上、決定するものとする。</p>
<p>第9章 試運転調整等</p> <p>1. 運転管理及び運転操作</p>	<p>領内川2号ポンプ設備整備後、以下の時期までに操作設備（機側、遠隔）による試運転調整を実施するものとする。試運転調整については、別紙－2「管理項目表」により確認を行うものとし、令和7年6月1日以降は、ポンプ設備の通常運転が可能な状態とするものとする。</p>

項 目	内 容																
<p>2. 試運転調整に要する動力</p>	<p>・令和7年5月31日まで 電気設備更新後、以下の時期までに操作設備（機側、遠隔）による試運転調整を実施するものとする。試運転調整については、別紙-2「管理項目表」により確認を行うものとする。</p> <p>・令和8年3月10日まで なお、本工事終了後の出水期に増水運転等で不具合が確認された場合は、発注者からの要請に協力すること。</p> <p>本工事の試運転調整に要する動力費（燃料等）は、受注者において負担するものとする。</p> <p>なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。<u>また、試運転調整に要した燃料の給油実績を記録し監督職員に報告するものとする。</u></p>																
<p>第10章 設計</p>																	
<p>1. 一般事項</p>	<p>(1) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査、第8章第1項の貸与する資料等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(2) 設備は、土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、与条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。</p> <p>(3) 設備は、耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。</p> <p>(4) 設備は、運転が確実に操作の容易なものとする。</p> <p>(5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。</p>																
<p>2. 既設設備条件</p>	<p>(1) 計画標高（水位）等</p> <p>1) 吸込水槽</p> <table border="1" data-bbox="464 1218 1027 1384"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 水 位 (H. W. L)</td> <td>T. P +2.77m</td> </tr> <tr> <td>平 水 位 (N. W. L)</td> <td>T. P +1.40m</td> </tr> <tr> <td>低 水 位 (L. W. L)</td> <td>T. P +0.40m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 吐出水槽</p> <table border="1" data-bbox="464 1424 1027 1590"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 水 位 (H. W. L)</td> <td>T. P +17.90m</td> </tr> <tr> <td>平 水 位 (N. W. L)</td> <td>T. P +14.35m</td> </tr> <tr> <td>低 水 位 (L. W. L)</td> <td>T. P + 4.20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 周囲条件 気温：-10℃～40℃ 湿度：30%～80%</p> <p>(3) 機器への供給電源 機器への供給電源は、次の電源方式及び電源仕様とする。</p> <p>1) 電源方式 交流電源方式（AC）</p> <p>2) 電源仕様</p> <p>① 相数・電圧 単相2線 100V±10V、 三相3線 200V±20V</p> <p>② 周波数 60Hz±3Hz</p> <p>(4) 停電復電時の起動方式 交流電源が通常の停電から復旧したとき、各機器とも人手を介さず自動的に再起動するものとする。</p>	項 目	標 高	高 水 位 (H. W. L)	T. P +2.77m	平 水 位 (N. W. L)	T. P +1.40m	低 水 位 (L. W. L)	T. P +0.40m	項 目	標 高	高 水 位 (H. W. L)	T. P +17.90m	平 水 位 (N. W. L)	T. P +14.35m	低 水 位 (L. W. L)	T. P + 4.20m
項 目	標 高																
高 水 位 (H. W. L)	T. P +2.77m																
平 水 位 (N. W. L)	T. P +1.40m																
低 水 位 (L. W. L)	T. P +0.40m																
項 目	標 高																
高 水 位 (H. W. L)	T. P +17.90m																
平 水 位 (N. W. L)	T. P +14.35m																
低 水 位 (L. W. L)	T. P + 4.20m																

項 目	内 容
第11章 構造及び製作 1. 一般事項 2. 付帯設備工	(5) 管理対象施設及び管理項目 管理対象施設及び管理項目は、別紙-2「管理項目表」のとおりとする。 (6) 信号情報受渡し条件 各管理対象設備からの信号情報の受渡し条件は、別紙-2「管理項目表」に示すとおりとする。 (7) 機器相互のインタフェース 機器相互間のインタフェースは、「第11章 構造及び製作」の各機器仕様を示すとおりとする。 (8) 伝送路回線構成 伝送路回線及び対向方式は、既存設備と同様とする。 (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。 (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書（施）第6章「用排水ポンプ設備」によるものとするが、受注者の新技術、新製品等があれば提案を行うことが可能である。 (1) 領内川2号ポンプ用電動蝶形弁（更新） 1) 機器仕様 形 式 短面間ゴムシール蝶形弁 口 径 1,800mm 面 間 距 離 400mm 数 量 1台 規 格 JWWA B121 最高使用圧力 0.14MPa 駆 動 方 式 電動式（手動開閉機構付き）5.5kW 開 閉 速 度 約1分 使 用 材 料 弁体：FC250同等品以上 弁箱：FC250同等品以上 弁棒：SUS403同等品以上 2) 付属品 据 付 脚：1組 基礎ボルト：1式
第12章 整備作業 1. 一般事項	本工事において整備作業を行う設備の撤去・輸送及び整備後の再据付に当たっては、以下に留意して作業を行うものとする。 (1) 本設備の整備作業に使用する機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。 (2) 本設備の整備作業は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。 (3) 本設備の整備作業においては、設備全体の目的、使用環境、周辺状況、過去の故障、修理、点検等の履歴、整備に必要な事項を事前に考慮した上で、作業の実施に当たらなければならない。 (4) ポンプ設備の整備作業は、機器及び既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。 (5) 整備作業に当たっては事前に作業手順、作業工程について検討を行い適切に実

項 目	内 容																										
2. 整備工	<p>施しなければならない。</p> <p>(6) 整備作業において、建設機械を配置する場合は作業性及び安全性に留意し配置するものとする。</p> <p>(7) 整備作業に必要な仮設資材及び機械器具は設計図書等に示される条件に基づき、受注者の責任と負担により準備するものとする。</p> <p>(8) 受注者は整備作業終了後、設備に必要な機能が確実に回復していることを試運転等により確認しなければならない。 ただし、現場状況等により確認作業を行うことが困難な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(9) 本設備の整備作業に当たり、受注者の新技術、新製品等があれば提案を行うことが可能である。</p> <p>(10) ポンプ回転体主要部（主軸、羽根車、ケーシング等）の整備は、長期運転を考慮した構造とする。</p> <p>本工事に於いて整備するポンプ設備の機器仕様及び整備内容は、下記のとおりとする。</p> <p>なお、施設の整備に当たり整備方法の変更や新たな整備が必要と確認された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(1) 領内川2号ポンプ</p> <p>1) 機器仕様</p> <table border="0"> <tr><td>形 式</td><td>立軸斜流ポンプ</td></tr> <tr><td>口 径</td><td>1,800mm</td></tr> <tr><td>数 量</td><td>1台</td></tr> <tr><td>計画吐出量</td><td>7.5m³/s/台</td></tr> <tr><td>全 揚 程</td><td>14.10m</td></tr> <tr><td>ポンプ効率</td><td>86%以上</td></tr> <tr><td>回 転 速 度</td><td>255min⁻¹</td></tr> <tr><td>駆 動 方 式</td><td>ディーゼル機関</td></tr> <tr><td>吸 水 条 件</td><td>押し込み</td></tr> <tr><td>減 速 機</td><td>複合減速機（流体継手内蔵型）</td></tr> <tr><td>材 質</td><td>ケーシング：FC250</td></tr> <tr><td></td><td>羽根車：SC450</td></tr> <tr><td></td><td>主軸：SUS403</td></tr> </table> <p>2) 整備概要</p> <p>ポンプ回転体は現地にて取外し後、工場において各部の補修及び部品の交換を行うものとする。</p> <p>ポンプ胴体部は、現地作業場にて各部の補修を行うものとする。</p> <p>なお、今後の整備計画（余寿命予測）の参考とするため、以下の計測を補修前に、工場又は現地において実施し、整備計画（余寿命予測）の基礎資料を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ケーシング部及び羽根車（インペラ）の肉厚 ② 羽根車（インペラ）とケーシングライナの隙間量 ③ スリーブ摩耗量等 <p>3) 工場整備内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ポンプを分解・清掃後、ケレン・塗装を行う。 ② 羽根車（インペラ）摺動部修正加工、羽根先修正加工、静バランス、腐食部手仕上げ修正を行う。 ③ 主軸（上・下）の磁粉探傷検査、曲がり直し、継ぎ振れ修正を行う。 ④ ケーシングライナ及びアジャストメントリング二次加工を行う。 ⑤ 吸込バル、ケーシングライナ及び揚水管（下）のフランジ部ボルト座面の修 	形 式	立軸斜流ポンプ	口 径	1,800mm	数 量	1台	計画吐出量	7.5m ³ /s/台	全 揚 程	14.10m	ポンプ効率	86%以上	回 転 速 度	255min ⁻¹	駆 動 方 式	ディーゼル機関	吸 水 条 件	押し込み	減 速 機	複合減速機（流体継手内蔵型）	材 質	ケーシング：FC250		羽根車：SC450		主軸：SUS403
形 式	立軸斜流ポンプ																										
口 径	1,800mm																										
数 量	1台																										
計画吐出量	7.5m ³ /s/台																										
全 揚 程	14.10m																										
ポンプ効率	86%以上																										
回 転 速 度	255min ⁻¹																										
駆 動 方 式	ディーゼル機関																										
吸 水 条 件	押し込み																										
減 速 機	複合減速機（流体継手内蔵型）																										
材 質	ケーシング：FC250																										
	羽根車：SC450																										
	主軸：SUS403																										

項 目	内 容
	<p><u>正加工（充填材補修・削孔等）を行う。</u></p> <p>4) 交換部品 別紙－3「交換部品一覧表」による。</p> <p>(2) 領内川2号ポンプ用減速機</p> <p>1) 機器仕様 形 式 複合減速機（流体継手内蔵型） 数 量 1台 伝達容量 2,100PS 入力軸回転速度 750min⁻¹（原動機回転数） 出力軸回転速度 255min⁻¹（ポンプ回転数） 機械効率 86%以上 冷却方式 充排油形 材 質 ケーシング：SS400＋FC250 歯車 ：SCM420 主軸 ：S45C</p> <p>2) 整備概要 減速機本体を工場へ持ち帰り、各部の補修及び部品の交換を行うものとする。</p> <p>3) 工場整備内容 ① 分解、清掃、点検 ② インペラ、歯車、シャフトの磁粉探傷検査 ③ フィルター分解整備 ④ 再組立（部品交換含む。）、調整 ⑤ 無負荷試験（試験用段取り及びバラシ作業、試験用潤滑油1,600L含む。）</p> <p>4) 交換部品 別紙－3「交換部品一覧表」による。</p> <p>(3) 領内川2号ポンプ用原動機</p> <p>1) 機器仕様 形 式 立形単動4サイクルディーゼル機関 出 力 2,100PS 数 量 1台 サイクル数 4サイクル 回 転 速 度 750min⁻¹ 始 動 方 式 圧縮空気始動 冷 却 方 式 一次冷却方式（強制水冷式） 排 気 方 式 個別排気方式 燃 料 種 別 A重油</p> <p>2) 整備概要 領内川2号ポンプ用原動機は、建屋内に据付された状態で補修、点検、部品の交換を行うものとする。</p> <p>3) 整備内容 点検・整備の内容は以下の項目とする。 ① シリンダーヘッド分解整備（現場・工場） ② ピストン、シリンダーライナ分解整備（現場・工場） ③ 過給機分解整備（現場・工場） ④ 調速機整備（現場・工場） ⑤ 潤滑油漏れ確認（現場） ⑥ 燃料、潤滑油コシ器分解清掃、過給機フィルター洗浄（現場） ⑦ 燃料噴射弁分解整備（現場） ⑧ 燃料噴射時期、噴射弁噴霧点検調整、噴射ポンプ分解整備（現場） ⑨ 冷却水ポンプ、燃料供給ポンプ分解整備（現場・工場）</p>

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 自動始動塞止弁及び減圧弁エア漏れ確認（現場） ⑪ 吸排気弁整備（現場） ⑫ デフレクション計測（現場） ⑬ 燃料フィードポンプ分解整備（現場） ⑭ 機関潤滑油交換（潤滑油800L（SAE40））（現場） ⑮ 潤滑油冷却器水圧テスト（現場） ⑯ 冷却水、燃料油、潤滑油量の確認及び計器類指示確認（現場） ⑰ ガイスリンガー継手分解整備（現場・工場） ⑱ エンジン補修塗装（現場） ⑲ 保護装置作動確認（現場） ⑳ 整備後試運転確認（現場） <p>4) 交換部品 別紙－3「交換部品一覧表」による。</p>
3. 輸送	工場整備機器については、現場から整備工場への輸送及び整備工場から現場への輸送は、陸上輸送を想定している。
第13章 運転操作・制御方式	
1. 運転管理	<p>機側（ポンプ室内）及び遠隔（機場内操作室）における運転管理の内容は別紙－2「管理項目表」のとおりとする。</p> <p>信号等情報の受渡し方法は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 監視信号 無電圧接点信号 (2) デジタル計測信号 デジタル信号 (3) アナログ計測信号 DC4～20mA (4) 制御信号 無電圧接点信号
第14章 電気通信設備	
1. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書（令和元年7月農林水産省農村振興局）」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。 (2) 使用する機器、器具等は、日本国内で調達可能なものとする。 (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、高速避雷器等を設置し、雷害対策を行うものとする。
2. 設備概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本機場の電気設備は、中部電力株式会社6600V（三相3線、60Hz）で受電し、変圧器により降圧した電力を各負荷設備に供給又は配電する設備である。 なお、中部電力株式会社との責任分界点は引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。 (2) 本機場には、商用電源が停止又は規定電圧より降下した場合に自動的に発電（6600V、三相3線）し、対象負荷に電力を供給する自家発電設備を有する。 なお、商用電源と自家発電とを自動的に切り替える機能を有する。
3. 運転操作設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) コントロールセンタ（Ⅱ） <ul style="list-style-type: none"> 1) 構造 屋内鋼板製自立形 2) 規格 JEM1195 3) 概略寸法 幅600×高2350×奥600程度 4) 数量 4面（1式）

項 目	内 容
	5) 扉面取付器具 ① 名称銘板 (NP) 1 式 6) 収納器具 ① 制御用単相トランス (T) 210-105V 3kVA 1 台 ② 非可逆回路 (45kW Δ-λ) 3 台 ③ 非可逆回路 (37kW Δ-λ) 2 台 ④ 非可逆回路 (5.5kW) 8 台 ⑤ 電源送り 3P 100AF 1 台 ⑥ 電源送り 3P 50AF 2 台 ⑦ その他必要なもの 1 式 (2) ポンプ設備補助継電器盤 1) 構造 屋内鋼板製自立形 2) 規格 JEM1265 3) 概略寸法 幅700×高2350×奥600程度 4) 数量 4面 (1式) 5) 盤面取付器具 ① 名称銘板 (NP) 1 式 6) 盤内取付器具 ① 配線用遮断器 (MCCB) 1 式 ② 補助継電器 1 式 ③ その他必要なもの 1 式 (3) 領内 2 号ポンプ盤 1) 構造 屋内鋼板製自立形 2) 規格 JEM1265 3) 概略寸法 幅800×高1950×奥600程度 4) 数量 1面 5) 盤面取付器具 ① 名称銘板 (NP) 1 式 ② 開度計 (ZI) 1 個 ③ 交流電圧計 (V) 1 個 ④ 交流電流計 (A) 1 個 ⑤ 状態表示灯 (SL) 1 式 ⑥ 故障表示灯 (FL) 1 式 ⑦ 運転時間積算計 1 個 ⑧ 切換スイッチ (COS) 1 式 ⑨ 操作スイッチ (CS) 1 式 ⑩ ランプ式表示灯 (SL) 赤、緑 1 式 ⑪ ランプ式表示灯 (SL) 赤、緑、赤 1 式 ⑫ 押釦スイッチ (PBS) 1 式 6) 盤内取付器具 ① スペースヒータ 1 式 ② その他必要なもの 1 式
4. 計装設備	(1) 計装・変換器盤 1) 構造 屋内鋼板製自立形 2) 準用規格 JEM1265 3) 概略寸法 幅700×高2350×奥600程度 4) 数量 1面 5) 盤面取付器具 ① 名称銘板 (NP) 1 式

項 目	内 容																							
5. 予備品	② 水位指示計 (LI) 1 式 ③ 故障表示灯 (FL) 1 式 6) 盤内取付器具 ① 配線用遮断器 (MCCB) 1 式 ② ディストリビュータ 1 式 ③ 避雷器 (電源用) 1 式 ④ 避雷器 (信号用) 1 式 ⑤ 警報設定器 1 式 ⑥ アイソレータ 1 式 ⑦ 補助継電器 1 式 ⑧ 液面継電器 1 式 ⑨ その他必要なもの 1 式 (1) 予備品 1) ヒューズ 常用数の100% (電力ヒューズも含む) 2) ランプ 常用数の100% 3) グローブ 常用数の10% (最低 1 個) 4) LEDランプ 常用数の20% (最低 1 個) 5) 補助継電器 常用数の 5 % (最低 1 個) 6) 限時継電器 常用数の 5 % (最低 1 個) 7) 液面継電器 常用数の 5 % (最低 1 個) 8) 予備品収納箱 1 箱																							
第15章 塗 装 1. 一般事項	(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は、正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。 (3) 標準膜厚は各測定値の平均値とするが、最低膜厚は標準膜厚の70%以上とする。																							
2. 施工方法	(1) 素地調整作業は、素地調整前に水洗い・清掃により汚れを落とした後、鋼材表面の素地調整を十分に行うものとする。 (2) 素地調整後は発錆防止等のため、速やかに前処理塗装 (以下「一次プライマー」という。) を施さなければならない。 (3) 塗装作業 (各層の塗り重ね) は、塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。 (4) 現場及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。																							
3. 塗装仕様	(1) ポンプの屋内露出部 <table border="1" data-bbox="411 1727 1331 2092"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1727 568 1771">施工場所</th> <th data-bbox="568 1727 740 1771">工程</th> <th data-bbox="740 1727 1177 1771">塗料等</th> <th data-bbox="1177 1727 1331 1771">標準膜厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1771 568 2092" rowspan="6">工場</td> <td data-bbox="568 1771 740 1809">素地調整</td> <td data-bbox="740 1771 1177 1809">1 種ケレン</td> <td data-bbox="1177 1771 1331 1809">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1809 740 1848">1 次プライマー</td> <td data-bbox="740 1809 1177 1848">長曝形エッジングプライマー</td> <td data-bbox="1177 1809 1331 1848">(15 μ m)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1848 740 1886">下塗①</td> <td data-bbox="740 1848 1177 1886">鉛・クロムフリー錆止ペイント</td> <td data-bbox="1177 1848 1331 1886">35 μ m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1886 740 1924">下塗②</td> <td data-bbox="740 1886 1177 1924">鉛・クロムフリー錆止ペイント</td> <td data-bbox="1177 1886 1331 1924">35 μ m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1924 740 2011">中塗</td> <td data-bbox="740 1924 1177 2011">環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td> <td data-bbox="1177 1924 1331 2011">30 μ m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 2011 740 2092">上塗</td> <td data-bbox="740 2011 1177 2092">環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td data-bbox="1177 2011 1331 2092">25 μ m</td> </tr> </tbody> </table>	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	工場	素地調整	1 種ケレン	—	1 次プライマー	長曝形エッジングプライマー	(15 μ m)	下塗①	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μ m	下塗②	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μ m	中塗	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料中塗	30 μ m	上塗	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料上塗	25 μ m
施工場所	工程	塗料等	標準膜厚																					
工場	素地調整	1 種ケレン	—																					
	1 次プライマー	長曝形エッジングプライマー	(15 μ m)																					
	下塗①	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μ m																					
	下塗②	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μ m																					
	中塗	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料中塗	30 μ m																					
	上塗	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料上塗	25 μ m																					
	※ () 数値は膜厚に含まない。																							

項 目	内 容																										
4. 既設塗膜の性状等 第16章 据 付 1. 一般事項 2. 据付基準点 3. 機械設備 4. 電気設備	(2) ポンプの接水部																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="399 192 568 230">施工場所</th> <th data-bbox="568 192 737 230">工程</th> <th data-bbox="737 192 1177 230">塗料等</th> <th data-bbox="1177 192 1331 230">標準膜厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="399 230 568 268" rowspan="6">工場</td> <td data-bbox="568 230 737 268">素地調整</td> <td data-bbox="737 230 1177 268">1種ケレン</td> <td data-bbox="1177 230 1331 268">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 268 737 306">1次プライマー</td> <td data-bbox="737 268 1177 306">ジンクリッチプライマー</td> <td data-bbox="1177 268 1331 306">(15 μm)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 306 737 344">下塗①</td> <td data-bbox="737 306 1177 344">エポキシ樹脂塗料下塗 (水中部用)</td> <td data-bbox="1177 306 1331 344">100 μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 344 737 383">下塗②</td> <td data-bbox="737 344 1177 383">エポキシ樹脂塗料下塗 (水中部用)</td> <td data-bbox="1177 344 1331 383">100 μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 383 737 421">中塗</td> <td data-bbox="737 383 1177 421">液状エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td data-bbox="1177 383 1331 421">40 μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 421 737 479">上塗</td> <td data-bbox="737 421 1177 479">液状エポキシ樹脂塗料上塗</td> <td data-bbox="1177 421 1331 479">40 μm</td> </tr> </tbody> </table>	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	工場	素地調整	1種ケレン	—	1次プライマー	ジンクリッチプライマー	(15 μm)	下塗①	エポキシ樹脂塗料下塗 (水中部用)	100 μm	下塗②	エポキシ樹脂塗料下塗 (水中部用)	100 μm	中塗	液状エポキシ樹脂塗料中塗	40 μm	上塗	液状エポキシ樹脂塗料上塗	40 μm			
	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚																							
	工場	素地調整	1種ケレン	—																							
		1次プライマー	ジンクリッチプライマー	(15 μm)																							
		下塗①	エポキシ樹脂塗料下塗 (水中部用)	100 μm																							
		下塗②	エポキシ樹脂塗料下塗 (水中部用)	100 μm																							
		中塗	液状エポキシ樹脂塗料中塗	40 μm																							
		上塗	液状エポキシ樹脂塗料上塗	40 μm																							
	※ () 数値は膜厚に含まない。																										
	(3) 減速機の屋内露出部																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="399 555 568 593">施工場所</th> <th data-bbox="568 555 737 593">工程</th> <th data-bbox="737 555 1177 593">塗料等</th> <th data-bbox="1177 555 1331 593">標準膜厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="399 593 568 631" rowspan="6">工場</td> <td data-bbox="568 593 737 631">素地調整</td> <td data-bbox="737 593 1177 631">1種ケレン</td> <td data-bbox="1177 593 1331 631">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 631 737 669">1次プライマー</td> <td data-bbox="737 631 1177 669">長曝形エッジングプライマー</td> <td data-bbox="1177 631 1331 669">(15 μm)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 669 737 707">下塗①</td> <td data-bbox="737 669 1177 707">鉛・クロムフリー錆止ペイント</td> <td data-bbox="1177 669 1331 707">35 μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 707 737 745">下塗②</td> <td data-bbox="737 707 1177 745">鉛・クロムフリー錆止ペイント</td> <td data-bbox="1177 707 1331 745">35 μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 745 737 837">中塗</td> <td data-bbox="737 745 1177 837">環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td> <td data-bbox="1177 745 1331 837">30 μm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 837 737 920">上塗</td> <td data-bbox="737 837 1177 920">環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td data-bbox="1177 837 1331 920">25 μm</td> </tr> </tbody> </table>	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	工場	素地調整	1種ケレン	—	1次プライマー	長曝形エッジングプライマー	(15 μm)	下塗①	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μm	下塗②	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μm	中塗	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料中塗	30 μm	上塗	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料上塗	25 μm			
	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚																							
	工場	素地調整	1種ケレン	—																							
1次プライマー		長曝形エッジングプライマー	(15 μm)																								
下塗①		鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μm																								
下塗②		鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μm																								
中塗		環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料中塗	30 μm																								
上塗		環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料上塗	25 μm																								
※ () 数値は膜厚に含まない。																											
(4) 減速機架台の屋内露出部																											
(削除)																											
既設塗膜には、鉛又は六価クロムを含有している塗料の使用状況を確認していないため、施工に先立ち塗膜の成分検査を実施するものとする。 検査の結果、有害物質が検出された場合は、関係法規に基づき適切に作業するものとする。																											
据付は、共通仕様書(施)第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。																											
本工事で使用する据付基準点は、工事着手前に受注者がポンプ室内に任意の基準点を設定して行うものとし、基準点の位置、標高等について監督職員に報告し、確認を受けるものとする。																											
(1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取付けるものとする。 (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。 (3) 小配管は、保守点検が容易に行えるように配慮するものとし、必要に応じてフランジ接合を考慮するものとする。																											
(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。 (2) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。 なお、電気盤については、日本電機工業会(JEMA)技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針(JEM-TR144)」、電気設備用配管類については、日本建築センター																											

項 目	内 容																																
	<p>「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「配電盤・制御盤の耐震設計指針」に示すSクラス以上とする。</p> <p>(3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材、接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。</p> <p>(4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。</p> <p>(5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。</p>																																
5. 付帯土木工事	<p>(1) 耐震化対策工</p> <p>1) ブラケット補強工施工位置は、設計図面に示す位置とするが、あらかじめ鉄筋探査機等を用いて、既設構造物の主筋及び配力筋の位置を調査し、結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>2) 削孔内の壁面に付着した切粉やコンクリート片は、適切な方法により清掃し、除去するものとする。</p>																																
6. 据付材料	<p>本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び共通仕様書（土）第2章「材料」によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 規格及び品質</p> <p>本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は、下記によるものとする。</p> <p>1) 電線及び電線管</p> <table border="1" data-bbox="523 1137 1406 1256"> <tr> <td>架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケール (CV, CVT)</td> <td>JIS C 3605</td> </tr> <tr> <td>制御用ビニール絶縁ビニールシースケール (CVV, CVV-S)</td> <td>JIS C 3401</td> </tr> <tr> <td>600Vビニール絶縁電線 (IV)</td> <td>JIS C 3307</td> </tr> </table> <p>2) コンクリート</p> <p>コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="478 1375 1401 1574"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>W/C (%)</th> <th>セメントの種類</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋 コンクリート</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>60以下</td> <td>N又はBB</td> <td>基礎コンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p>※粗骨材の最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。</p> <p>3) 鉄筋</p> <p>SD295 D13 SD345 D22、D32</p> <p>(2) 見本又は資料の提出</p> <p>下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="474 1850 1334 2096"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>提出資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線及び電線管</td> <td>カタログ等</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>配合計画書・試験成績書</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>カタログ・試験成績書</td> </tr> <tr> <td>ブラケット</td> <td>試験成績書</td> </tr> </tbody> </table>	架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケール (CV, CVT)	JIS C 3605	制御用ビニール絶縁ビニールシースケール (CVV, CVV-S)	JIS C 3401	600Vビニール絶縁電線 (IV)	JIS C 3307	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的	鉄筋 コンクリート	21	12	25	60以下	N又はBB	基礎コンクリート	材料名	提出資料	電線及び電線管	カタログ等	コンクリート	配合計画書・試験成績書	鉄筋	試験成績書	アンカーボルト	カタログ・試験成績書	ブラケット	試験成績書
架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケール (CV, CVT)	JIS C 3605																																
制御用ビニール絶縁ビニールシースケール (CVV, CVV-S)	JIS C 3401																																
600Vビニール絶縁電線 (IV)	JIS C 3307																																
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的																											
鉄筋 コンクリート	21	12	25	60以下	N又はBB	基礎コンクリート																											
材料名	提出資料																																
電線及び電線管	カタログ等																																
コンクリート	配合計画書・試験成績書																																
鉄筋	試験成績書																																
アンカーボルト	カタログ・試験成績書																																
ブラケット	試験成績書																																

項 目	内 容																																										
7. 建設資材の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																																										
8. 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容、分別解体等の方法は、次のとおりである。</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 667 478 712"></th> <th data-bbox="478 667 683 712">工程</th> <th data-bbox="683 667 949 712">作業内容</th> <th colspan="3" data-bbox="949 667 1321 712">分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 712 478 1193" rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td> <td data-bbox="478 712 683 790">①仮設</td> <td data-bbox="683 712 949 790">仮設工事 ■有 □無</td> <td colspan="3" data-bbox="949 712 1321 790">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 790 683 869">②土工</td> <td data-bbox="683 790 949 869">土工工事 □有 ■無</td> <td colspan="3" data-bbox="949 790 1321 869">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 869 683 947">③基礎</td> <td data-bbox="683 869 949 947">基礎工事 □有 ■無</td> <td colspan="3" data-bbox="949 869 1321 947">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 947 683 1025">④本体構造</td> <td data-bbox="683 947 949 1025">本体構造の工事 ■有 □無</td> <td colspan="3" data-bbox="949 947 1321 1025">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1025 683 1104">⑤本体付属品</td> <td data-bbox="683 1025 949 1104">本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td colspan="3" data-bbox="949 1025 1321 1104">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1104 683 1193">⑥その他</td> <td data-bbox="683 1104 949 1193">その他 □有 ■無</td> <td colspan="3" data-bbox="949 1104 1321 1193">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="411 1193 1321 1227">注) ■が該当部分である。</p>							工程	作業内容	分別解体等の方法			工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用			⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	工程	作業内容	分別解体等の方法																																								
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																								
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																								
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																								
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																								
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																								
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																								
9. 工事現場発生材	<p>共通仕様書（施）第1章1-1-22に示す工事現場発生材は、下記に示す材料を想定している。</p> <p>現場発生材は、重量を計測するものとする。計測に当たっては、監督職員に確認を受け、現場発生材報告書を提出するものとする。</p> <p>なお、保管場所は設計図書に示すとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蝶形弁 ・電気盤 ・電線 																																										
第17章 試験及び検査																																											
1. 施工段階確認	<p>(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>1) 施設機械工事等</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 1783 507 1899">工種</th> <th colspan="2" data-bbox="507 1783 853 1899">確認内容</th> <th data-bbox="853 1783 1002 1899">確認時期 (一般監督)</th> <th data-bbox="1002 1783 1157 1899">確認時期 (重点監督)</th> <th data-bbox="1157 1783 1252 1899">遠隔 確認 対象</th> <th data-bbox="1252 1783 1329 1899">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 1899 507 2098">用排水ポンプ設備</td> <td data-bbox="507 1899 571 2098">出来形管理</td> <td data-bbox="571 1899 853 2098">施設機械工事等施工管理基準第2編第3章第1節「直接測定による出来形管理」による</td> <td data-bbox="853 1899 1002 2098">施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第</td> <td data-bbox="1002 1899 1157 2098">—</td> <td data-bbox="1157 1899 1252 2098">○</td> <td data-bbox="1252 1899 1329 2098"></td> </tr> </tbody> </table>						工種	確認内容		確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	遠隔 確認 対象	備考	用排水ポンプ設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第3章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第	—	○																								
工種	確認内容		確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	遠隔 確認 対象	備考																																					
用排水ポンプ設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第3章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第	—	○																																						

項 目	内 容					
		品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第3章第2節「品質管理」による	1節総則による	(3)に示すとおり	○
	<p>(2) (1)の1)の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>(3) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の監督・検査等については、以下のとおり実施する。</p> <p>1) 溶接における監督・検査等の強化（非破壊試験の拡大）</p> <p>① 発注者は施工段階確認において、第18章3項の溶接における施工管理の強化（非破壊試験の拡大）(1)及び(2)の非破壊試験に対し、原則として1工事に付き一回以上立ち会うものとする。</p> <p>② 発注者は施工段階確認や検査時等において、溶接部の内部及び表面欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、内部欠陥は超音波探傷試験、表面欠陥は浸透探傷試験による確認を行うことができる。</p> <p>(4) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。</p>					
2. 中間技術検査	<p>(1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。</p> <p>(2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員が指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>(3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図、工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>(4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>(5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>					
3. 既済部分検査	<p>受注者は、工事請負契約書第39条に係る指定部分を除き、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。</p>					
第18章 施工管理等						
1. 主任技術者等の資格	<p>主任技術者又は監理技術者は、次に示す資格を有する者でなければならない。</p> <p>(1) 主任技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。</p> <p>(2) 監理技術者</p> <p>1) 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。</p> <p>2) 監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>ただし、監理技術者資格証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。</p>					
2. 施工管理	<p>施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。</p> <p>なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p>					
3. 溶接における施工管理の強化（非破壊試	<p>低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、次のとおり該当する施工管理を行うものとする。</p> <p>(1) 施設機械工事における主要構造部の突き合わせ溶接継手については、全溶接延</p>					

項 目	内 容
<p data-bbox="209 159 336 188">験の拡大)</p> <p data-bbox="158 398 384 539">4. 工事写真における黒板情報の電子化について</p> <p data-bbox="158 1928 384 1995">5. 情報共有システムについて</p>	<p data-bbox="438 159 1139 188">長の10%以上について放射線透過試験を行うものとする。</p> <p data-bbox="438 197 1469 264">なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。</p> <p data-bbox="416 275 1469 342">(2) 施設機械工事における主要構造部のT継手溶接部については、当該継手溶接延長の10%以上について超音波探傷試験を行うものとする。</p> <p data-bbox="413 398 1469 499">黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p data-bbox="413 510 1469 611">受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p data-bbox="416 629 831 658">(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p data-bbox="438 669 1469 898">受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p data-bbox="416 909 639 938">(2) 機器等の導入</p> <p data-bbox="438 949 1350 978">1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p data-bbox="438 990 1469 1057">2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p data-bbox="416 1068 943 1097">(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p data-bbox="438 1108 1469 1176">1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p data-bbox="438 1187 1469 1288">2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。</p> <p data-bbox="462 1299 1469 1366">なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p data-bbox="438 1377 1469 1444">3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p data-bbox="416 1456 608 1485">(4) 写真の納品</p> <p data-bbox="438 1496 1469 1563">受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p data-bbox="438 1574 1469 1765">なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p data-bbox="416 1776 528 1805">(5) 費用</p> <p data-bbox="438 1816 1469 1883">機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p> <p data-bbox="416 1928 1469 1995">(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。</p> <p data-bbox="416 2007 1469 2107">(2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）によるものとする。</p>

項 目	内 容
第19章 条件変更の 補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 遠隔確認の試行を行う場合 (2) 設計諸元等条件変更に係るもの (3) 関連工事、関係機関等との調整に係るもの (4) 不可抗力によるもの (5) 法・基準の改正に係るもの (6) その他本仕様書に定めのないもの
第20章 公共事業関 係調査に対 する協力	<ol style="list-style-type: none"> (1) 歩掛調査 <u>本工事の実施に伴い、次の工種の歩掛調査を実施するものとする。</u> <u>なお、調査要領等については、監督職員の指示によるものとする。</u> <u>また、調査票は調査終了後速やかに監督職員に提出するものとする。</u> <u>「継続工種歩掛調査」</u> <u>継-5-7 敷鉄板設置撤去</u>
第21章 その他 1. 電子納品 2. 配置予定監理 技術者等の専 任期間 3. ワンデーレス ポンス実施に 関する事項	<p>工事完成図書を、共通仕様書(施)第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体(CD-R又はDVD-R) 正副2部 <ol style="list-style-type: none"> (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。 さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。 <p>「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。 ただし、原則として閉庁日は除く。</p>

項 目	内 容
4. 契約後VE提案	<p>(1) 定義</p> <p>「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>(2) VE提案の意義及び範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 <p>(3) VE提案書の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。） ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係 ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 <p>(4) VE提案の適否等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

項 目	内 容
5. 工事の施工効率向上対策	<p>8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>(5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>(6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農林水産省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議 工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員と協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計、施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部、東海農政局地方参事官(議長)・関係課職員、事務所長、次長、主任監督員及び監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。</p> <p>なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。</p> <p>(4) 建設コンサルタントの出席 上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。</p> <p>なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書(施)工事関係書類様式(様式-42))に記録し、相互に確認するものとする。</p>

項 目	内 容
6. 技術提案の履行	<p>技術提案を行った工事については、その提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。</p> <p>なお、機器の性能等、設計に関する技術提案を行った工事については、下記の「承諾図書」も対象とするものとする。</p> <p>(1) 施工計画書提出段階</p> <p>施工計画書提出段階には、技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。</p> <p>ただし、提出する当該工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。</p> <p>なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) 承諾図書提出段階</p> <p>承諾図書提出段階には、技術提案の内容を承諾図書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。</p> <p>(3) 工事実施段階</p> <p>施工計画書及び承諾図書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、工場又は現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。</p> <p>(4) 工事完成検査段階</p> <p>工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>
7. 工事付属品	<p>本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として2部を備え付けなければならない。</p> <p>なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数に含まないものとする。</p>
8. 現場環境の改善の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>ア 洋式（洋風）便器</p> <p>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）</p> <p>ウ 臭い逆流防止機能</p> <p>エ 容易に開かない施錠機能</p> <p>オ 照明設備</p> <p>カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>ケ サニタリーボックス</p> <p>コ 鏡と手洗器</p> <p>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p>

項 目	内 容
9. 週休2日による施工	<p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない。）</p> <p>ス 擬音装置（機能を含む。）</p> <p>セ 着替え台</p> <p>ソ 臭気対策機能の多重化</p> <p>タ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ、【付属品として備えるもの】及び【推奨する仕様、付属品】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。</p> <p>(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>1) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>3) 監督職員は、上記2)の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない</p>

項 目	内 容																						
10. 週休2日制の促進	<p>場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p>																						
	<p>5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p>																						
	<p>(5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p>																						
	<p>(6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。</p>																						
	<p>1) 補正係数</p>																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 508 587 586">現場閉所率</td> <td data-bbox="587 508 828 586">4週8休以上 28.5% (8/28日)以上</td> <td data-bbox="828 508 1069 586">4週7休以上 4週8休未満 25% (7/28日)以上 28.5%未満</td> <td data-bbox="1069 508 1307 586">4週6休以上 4週7休未満 21.4% (6/28日)以上 25%未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 586 587 665">労務費</td> <td data-bbox="587 586 828 665">1.05</td> <td data-bbox="828 586 1069 665">1.03</td> <td data-bbox="1069 586 1307 665">1.01</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 665 587 743">機械経費 (賃料)</td> <td data-bbox="587 665 828 743">1.04</td> <td data-bbox="828 665 1069 743">1.03</td> <td data-bbox="1069 665 1307 743">1.01</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 743 587 822">共通仮設費 (率分)</td> <td data-bbox="587 743 828 822">1.05</td> <td data-bbox="828 743 1069 822">1.04</td> <td data-bbox="1069 743 1307 822">1.03</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 822 587 952">現場管理費 (率分)</td> <td data-bbox="587 822 828 952">1.07</td> <td data-bbox="828 822 1069 952">1.05</td> <td data-bbox="1069 822 1307 952">1.04</td> </tr> </table>			現場閉所率	4週8休以上 28.5% (8/28日)以上	4週7休以上 4週8休未満 25% (7/28日)以上 28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 21.4% (6/28日)以上 25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 (率分)	1.05	1.04	1.03	現場管理費 (率分)	1.07	1.05	1.04
	現場閉所率	4週8休以上 28.5% (8/28日)以上	4週7休以上 4週8休未満 25% (7/28日)以上 28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 21.4% (6/28日)以上 25%未満																			
	労務費	1.05	1.03	1.01																			
	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																			
	共通仮設費 (率分)	1.05	1.04	1.03																			
現場管理費 (率分)	1.07	1.05	1.04																				
<p>2) 補正方法</p>																							
<p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。</p>																							
<p>また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。</p>																							
<p>なお、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、当初積算の補正分をすべて減ずるものとする。</p>																							
<p>(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1424 608 1464" rowspan="2">名称</th> <th data-bbox="608 1424 700 1464" rowspan="2">区分</th> <th colspan="3" data-bbox="700 1424 1329 1464">補正係数</th> </tr> <tr> <th data-bbox="700 1464 911 1543">4週8休以上</th> <th data-bbox="911 1464 1121 1543">4週7休以上 4週8休未満</th> <th data-bbox="1121 1464 1329 1543">4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1543 608 1630">鉄筋工（一般構造物）</td> <td data-bbox="608 1543 700 1630"></td> <td data-bbox="700 1543 911 1630">1.05</td> <td data-bbox="911 1543 1121 1630">1.03</td> <td data-bbox="1121 1543 1329 1630">1.01</td> </tr> </tbody> </table>			名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工（一般構造物）		1.05	1.03	1.01								
名称	区分	補正係数																					
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																			
鉄筋工（一般構造物）		1.05	1.03	1.01																			
<p>(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p>																							
<p>(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。</p>																							
<p>なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p>																							
<p>1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。</p>																							

項 目	内 容
<p>11. 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>12. 法定外の労災保険の付保</p> <p>13. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について</p>	<p>なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> </div> <p>2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）を達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕</p> </div> <p>○事務所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕</p> </div> <p>3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）を達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。</p> <p>○事務所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕</p> </div> <p>(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p> <p>(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は変更積算のみに適用する。</p> <p>(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員</p>

項 目	内 容		
	に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。		
	資材名	規格	調達地域等
	敷鉄板	t=22	小牧市
14. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等	<p>工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応 受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。</p>		
15. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について	<p>工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。</p>		
16. 石綿ばく露防止対策の徹底	<p>本工事の施工に当たり、石綿含有資材又は石綿含有のおそれがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。 また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」など関係法令を遵守するものとする。</p>		
17. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）	<p>(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>		
18. CORINSへの登録	<p>共通仕様書（施）第1章1-1-9に基づきCORINSへ登録する場合、技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>		
第22章 定めなき事項	<p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上、当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>		

※下線部は変更箇所

尾張西部国営施設機能保全事業
尾西排水機場領内川2号ポンプ整備補修工事

工 事 数 量 表
【第1回変更】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
直接製作費					
1. ポンプ整備工					
(1) 領内川2号主ポンプ設備工					
ポンプ本体交換部品					
メカニカルシール		組	1	1	
水中軸受 (ボール部)	CAC203+ゴム	個	2	2	
水中軸受部スリーブ (ボール部)	SCS2	個	2	2	
水中軸受 (中間部)	CAC203+ゴム	個	1	1	
水中軸受部スリーブ (中間部)	SCS2	個	1	1	
グランドスリーブ	SCS2	個	1	1	
グランドパッキン	炭化繊維	台分	1	1	
スラストベアリング	S25C+WJ	個	1	1	
ラジアルベアリング	SS+WJ	個	1	1	
アジャストメントリング	SS スラストベアリング調整用	個	1	1	
シム等	スラスト調整用	台分	1	1	
主ポンプ整備用ボルト、ナット	SUS304	台分	1	1	
主ポンプ整備用パッキン		台分	1	1	
連成計		個	1	1	
ダイヤル温度計		個	1	1	
急排空気弁	75A、副弁付	個	2	2	
急排空気弁	25A	個	1	1	
エアブリーザ		個	1	1	
油面計		個	1	1	
ポンプ本体運転用品					
検流器	40A、潤滑水給水用、潤滑水戻り用	個	2	2	
流量スイッチ	40A、潤滑水給水用	組	1	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
流量調整弁	40A、潤滑水戻り用	個	1	1	
電動ボール弁	40A、潤滑水給水用	個	1	1	
電動ボール弁	125A、エンジン入口側冷却水用	個	1	1	
流量調整弁	100A、エンジン冷却水・減速機冷却水調整用	個	2	2	
電動ボール弁	100A、減速機入口側冷却水用	個	1	1	
流量スイッチ	100A、減速機冷却水通水確認用	個	1	1	
検流器	100A、減速機冷却水通水確認用	個	1	1	
主ポンプ用機器単体品費					
オイルクーラー		台	1	1	
オイルポンプ		台	1	1	
(2)減速機設備工					
減速機本体交換部品					
軸受	23260	個	1	1	
軸受	23230	個	1	1	
軸受	NU1064	個	1	1	
軸受	22340	個	1	1	
軸受	32244DF	組	1	1	
軸受	22348	個	1	1	
軸受	22340	個	1	1	
軸受	23088	個	1	1	
ダイヤル温度計		個	2	2	
圧力スイッチ		個	4	4	
圧力計		個	2	2	
電動ボール弁		台	1	1	
エアブリーザ		台	1	1	
検流器		台	1	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
ウイングポンプ		台	1	1	
サクシヨンストレーナ		個	2	2	
点検窓		枚	2	2	
油面計		組	1	1	
フィルター用消耗部品	エレメント、パッキン、Oリング	台分	1	1	
シム	歯当たり調整用	台分	1	1	
本体用消耗部品	パッキン、Oリング、座金類	台分	1	1	
減速機用機器単体品費					
オイルクーラー		台	1	1	
内蔵油ポンプ	MOP	台	1	1	
初期油ポンプ	AOP (モータ、カップリング、ベース含む)	台	1	1	
(3) 塗装工					
ポンプの屋内露出部	1種ケレン、フタル酸樹脂系	式	1	1	
ポンプの接水部	1種ケレン、エポキシ樹脂系	式	1	1	
減速機の屋内露出部	1種ケレン、フタル酸樹脂系	式	1	1	
2. 原動機工					
(1) 原動機設備工					
原動機交換部品					
水連結ゴム		個	24	24	
水連結管Oリング		本	24	24	
水出口パッキン		枚	12	12	
プッシュロッドガイドゴム		個	12	12	
プッシュロッドガイドOリング		本	12	12	
クランクケースドアパッキン		枚	12	12	
シリンダライナOリング		本	18	18	
ピストンリング・TOP		本	6	6	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
ピストンリング・2ND、3RD		本	12	12	
オイルリング		本	12	12	
カムケースカバーガスケット		個	6	6	
給排気弁Oリング		本	24	24	
シリンダヘッドガスケット		本	6	6	
ヘッドカバーガスケット		枚	6	6	
始動弁銅パッキン		枚	6	6	
始動弁カバーガスケット		枚	6	6	
始動弁本体Oリング		本	6	6	
始動空気分配弁パッキン		枚	1	1	
インジケータコック銅ガスケット		SET	1	1	
給気マニホールドパッキン1		個	6	6	
給気マニホールドパッキン2		個	6	6	
排気マニホールドパッキン		個	6	6	
排気伸縮継手		個	6	6	
排気伸縮継手用ボルト、ナット等		台分	1	1	
排気伸縮継手座金		SET	14	14	
排気伸縮継手バネ座金		枚	68	68	
過給機リペアキット		SET	1	1	
過給機フローティングメタル		個	2	2	
過給機スポンジフィルタ		枚	1	1	
過給機出口パッキン1		枚	1	1	
過給機出口パッキン2		枚	1	1	
過給機入口パッキン		枚	2	2	
燃料高圧ユニオンOリング1		本	6	6	
燃料高圧ユニオンOリング2		本	6	6	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
燃料弁本体Oリング		本	6	6	
燃料弁Oリング		本	6	6	
燃料弁ノックピン		本	12	12	
燃料弁ノズルチップ		個	6	6	
ヘリコレックスシール		枚	6	6	
燃料噴射ポンプブランジャー		個	6	6	
燃料噴射ポンプブランジャーバックアップリング		個	12	12	
燃料噴射ポンプブランジャーOリング1		本	12	12	
燃料噴射ポンプブランジャーOリング2		本	6	6	
燃料噴射ポンプディフレクター		個	12	12	
燃料噴射ポンプディフレクターOリング		本	12	12	
燃料噴射ポンプ吐出弁（完備品）		個	6	6	
燃料噴射ポンプ吐出弁バックアップリング		本	12	12	
燃料噴射ポンプ吐出弁Oリング		本	6	6	
燃料噴射ポンプ本体Oリング		本	6	6	
燃料供給ポンプボールベアリング	# 1	個	1	1	
燃料供給ポンプボールベアリング	# 2	個	1	1	
燃料供給ポンプオイルシール		個	1	1	
燃料供給ポンプOリング		本	1	1	
燃料供給ポンプガスケット	# 1	枚	1	1	
燃料供給ポンプガスケット	# 2	枚	2	2	
燃料フィルタガスケット下		枚	1	1	
燃料フィルタケースパッキン		枚	1	1	
燃料フィルタボルト用Oリング		本	2	2	
潤滑油フィルターパッキン	BDV-16S	枚	2	2	
潤滑油フィルターパッキン		枚	2	2	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
潤滑油フィルターOリング		本	2	2	
潤滑油冷却器Oリング		本	2	2	
潤滑油冷却器パッキン		枚	2	2	
流量スイッチ	100A、冷却水断水警報用	組	1	1	
冷却水温調弁	100A	組	1	1	
機付回転計		個	1	1	
燃料流量計	25Aフランジ付	個	1	1	
圧力温度スイッチ		個	1	1	
圧力スイッチ		個	1	1	
燃料ハンドルリミットスイッチ		個	1	1	
潤滑油プライミングポンプ (完備品、モータ含む)		式	1	1	
温度計	600℃、排気温度用	本	7	7	
温度計	100℃、冷却水・潤滑油用	本	5	5	
温度計	100℃、給気温度用	本	1	1	
圧力計	0.4MPa	個	4	4	
圧力計	1.0MPa	個	2	2	
冷却水ポンプ整備部品					
冷却水ポンプメカニカルシール		個	1	1	
冷却水ポンプOリング		本	1	1	
冷却水ポンプOリング (スリンガー)		本	1	1	
冷却水ポンプオイルシール		個	1	1	
冷却水ポンプベアリング	# 1	個	1	1	
冷却水ポンプベアリング	# 2	個	1	1	
ガイスリンガー整備部品					
スプリングブロック		個	12	12	
シム		枚	10	10	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
○リング		台分	1	1	
3. 付帯設備工					
(1) 機器単体費 (付帯設備)					
電動蝶形弁	φ1,800mm、短面管	台	1	1	
4. 電気設備工					
(1) 機器単体費 (制御盤工)					
コントロールセンタ (Ⅱ)	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	4	4	
ポンプ設備補助継電器盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	4	4	
領内2号ポンプ盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	1	
計装・変換器盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	1	
5. 耐震化対策工					
(1) ブラケット補強工					
ブラケット		基	14	14	
直接工事費					
1. 輸送費					
(1) 輸送費					
輸送費	工場製作・整備品の輸送	式	1	1	
2. 用排水機場修繕工					
(1) 配線工					
ケーブル撤去工		式	1	1	
ケーブル敷設工		式	1	1	
(2) 電気設備工					
電気設備撤去工		式	1	1	
電気設備据付工		式	1	1	
(3) 既設設備撤去・設置工 (領内川2号主ポンプ、減速機現場整備工)					
既設設備撤去工		式	1	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
既設設備設置工		式	1	1	
タービン油（ポンプ用）	VG68相当	L	380	380	
グリス（ポンプ用）	1種、2種各1号相当	kg	0.7	0.7	
タービン油（減速機用）	VG68相当	L	1,600	1,600	
減速機架台の屋内露出部	3種ケレン、フタル酸樹脂系	式	1	0	
(4)既設設備整備工 (原動機現場整備工)					
原動機整備工		式	1	1	
潤滑油（ディーゼル機関用）	SAE40相当	L	800	800	
3. 付帯設備据付工					
(1)基礎コンクリート					
鉄筋コンクリート取り壊し		m3	0.8	0.6	
殻運搬・処理	コンクリート殻（無筋）	m3	0.8	1.5	
鉄筋コンクリート	21-12-25	m3	0.8	0.6	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.062	0.055	
型枠		式	1	1	
4. 産業廃棄物処理工					
(1)産業廃棄物処理工					
廃油		L	-	3,000	
5. 試運転調整工					
(1)試運転調整工					
試運転調整工		式	1	1	
6. 耐震化対策工					
(1)ブラケット補強工					
タイプA	アンカー含む	箇所	8	8	
タイプB	アンカー含む	箇所	4	4	
タイプB-1	アンカー含む	箇所	2	2	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
7. 直接経費					
(1)直接経費					
直接経費	クレーン等	式	1	1	
自家発運転燃料	A重油	L	-	3,000	
8. 仮設工					
(1)仮設工(指定)					
敷鉄板設置・撤去工	機場入口部	m ²	390	326	参考供用日数185日
共通仮設費(積上)					
1. 運搬費					
(1)運搬費					
分解・組立・運搬費(重建設機械)	トラッククレーン100t	式	1	1	
運搬費(敷鉄板)	t=22mm	ton	67.4	56.3	
2. 技術管理費					
(1)技術管理費					
鉄筋探査試験		箇所	14	14	
(2)塗膜成分調査					
塗膜成分調査	溶出液作成	検体	1	1	
塗膜成分調査	鉛	検体	1	1	
塗膜成分調査	六価クロム	検体	1	1	
(3)歩掛調査					
歩掛調査		式	-	1	

管理項目表

盤名称	管理項目	数量			伝送		計装機器		表示			制御			処理			記録					水管理システム	備考				
		台数	データ数	合計	直送	搬送(中央)		形式	出力信号	アナログ	デジタル	ランプ	警報	手動	設定	自動	変換	演算	積算	予測	ロギング				アナウンスメント			記録計
						T	T														日	月			故障	警報	操作	
引込受電盤	受電電圧	1	1	1	○		VT	DC4~20mA	○																	0~9kV		
	受電電流	1	1	1	○		CT	DC4~20mA	○																	0~75A		
	受電電力率	1	1	1	○			DC4~20mA	○																	0.5~1~0.5		
	受電電力	1	1	1	○			DC4~20mA	○																	0~900kW		
	受電電力量	1	1	1	○			パルス	○																	10kW/h		
	受電表示	1	2	2	○		操作開閉器	接点			○															遮断器「入一切」		
	受電制御	1	2	2	○		切換開閉器	接点			○															受電しゃ断器「中央-電気室」		
	受電制御	1	2	2	○			接点					○													遮断器「入一切」		
切換盤	受電重故障	1	5	5	○			接点			○															○	受電地絡、受電過電流、受電停電、地絡過電圧、制御電源断	
	状態表示	1	9	9	○			接点			○																始動渋滞、潤滑油圧力低、冷却水断水、冷却水温度高、過速度、非常停止、過電圧、地絡	
	受電表示	1	2	2	○		操作開閉器	接点			○																遮断器52G「入一切」	
	受電表示	1	2	2	○		操作開閉器	接点			○																切換器「商用」「自家発」	
	受電制御	1	2	2	○		切換開閉器	接点			○																遮断器「手動-自動」	
	受電制御	1	2	2	○		切換開閉器	接点			○																切換器「商用-自家発」	
	受電制御	1	2	2	○			接点					○														遮断器52G「入一切」	
盤動力	軽故障	1	4	4	○			接点			○															○	空気槽圧力低、燃料小出槽液面低、減圧水槽水位低、潤滑油ブライミングポンプ故障	
	重故障	1	10	10	○			接点			○															○	始動渋滞、潤滑油圧力低、冷却水断水、冷却水温度高、過速度、非常停止、過電圧、地絡	
ンコン	変圧器故障	1	2	2	○		シーケンス回路	接点			○																変圧器温度高、変圧器故障	
	動力盤故障	1	2	2	○		シーケンス回路	接点			○																動力MCCB断(主幹)、動力MCCB断(フィーダ)	
ンサ	1号コンデンサ「入一切」	4	8	8	○		操作開閉器	接点			○																	
	コンデンサ「自動-手動」	1	1	1	○		操作開閉器	接点					○															
	2号コンデンサ「入一切」	4	8	8	○		切換開閉器	接点					○															
	コンデンサ「故障」	4	8	8	○			接点			○																	1・2号コンデンサ故障
電灯盤	電灯盤故障	1	1	1	○		シーケンス回路	接点		○		○														○	変圧器異常高、電灯MCCB断(主幹)、地絡(フィーダ)、MCCB断(フィーダ)	

管理項目表

盤名称	管理項目	数量			伝送		計装機器		表示				制御				処理				記録					水管理システム	備考	
		台数	データ数	合計	直送	搬送(中央)		形式	出力信号	アナログ	デジタル	ランプ	警報	手動	設定	自動	変換	演算	積算	予測	ロギング		アナウンスメント					記録計
						T	T														日	月	故障	警報	操作			
領内1・2号ポンプ盤	主ポンプ操作場所	1	2	2	○	○							○															中央-現場
	主ポンプモード選択	1	4	4	○	○							○															連動-半連動、管理運転-単独
	補機モード選択	1	2	2	○	○							○															冷却水ポンプ連動、放流弁連動
	吐出弁制御	2	3	6	○	○							○															開-閉-停止
	減速機充排油弁制御	2	2	4	○	○							○															開、閉
	主ポンプ状態表示	1	11	11	○	○		接点				○																始動準備完了、始動中、冷却水通水、潤滑水通水、機関油圧正常、減速機油圧正常、運転、排水、停止中、始動(機関)、停止(機関)
	補機状態表示	1	8	8	○	○		接点				○																ポンプ井水位規定値、冷却水槽水位規定値、放流弁全閉、燃料ハンドル運転位置、給気ファン連動、換気ファン連動、送水路吐口水門全閉、送水路吐口水門全開
	吐出弁状態表示	2	4	8	○	○		接点				○																全開、全閉、動作中、停止
	吐出弁故障表示	2	4	4	○	○		接点				○																過負荷、過トルク
	機関潤滑油ポンプ状態表示	2	2	4	○	○		接点				○																運転、停止
	機関潤滑油ポンプ故障表示	2	1	2	○	○		接点				○																過負荷
	減速機潤滑油ポンプ状態表示	2	2	4	○	○		接点				○																運転、停止
	減速機潤滑油ポンプ故障表示	2	1	2	○	○		接点				○																過負荷
	機関冷却水弁状態表示	2	2	4	○	○		接点				○																開、閉
	減速機冷却水弁状態表示	2	2	4	○	○		接点				○																開、閉
	減速機充排油弁状態表示	2	2	4	○	○		接点				○																開、閉
	ポンプ潤滑油弁状態表示	2	2	4	○	○		接点				○																開、閉
	軽故障	1	4	4	○	○		接点				○																減速機潤滑油温度異常高、空気槽圧力低、ポンプ井水位異常高、燃料小出槽油面低
	重故障	1	17	17	○	○		接点				○																ポンプ始動渋滞、機関始動渋滞、停止渋滞、非常停止、機関過速度、機関潤滑油圧異常低、機関冷却水断水、機関冷却水温度異常高、減速機潤滑油圧異常低、減速機軸受温度異常高、減速機冷却水断水、スラスト軸受温度異常高、潤滑水断水、流体継手作動油圧異常低、吐出水槽異常高、調整水槽異常高

※記録○印中央管理所対応

管理項目表

盤名称	管理項目	数量			伝送		計装機器		表示				制御				処理				記録				水管理システム	備考	
		台数	データ数	合計	直送	搬送(中央)		形式	出力信号	アナログ	デジタル	ランプ	警報	手動	設定	自動	変換	演算	積算	予測	ロギング		アナウンスメント				記録計
						T	T														日	月	故障	警報			
日光1・2号ポンプ盤	主ポンプ操作場所	1	2	2	○	○							○													中央-現場	
	主ポンプモード選択	1	4	4	○	○							○													連動-半連動、管理運転-単独	
	補機モード選択	1	2	2	○	○							○													冷却水ポンプ連動、放流弁連動	
	吐出弁制御	2	3	6	○	○							○													開-閉-停止	
	減速機充排油弁制御	2	2	4	○	○							○													開、閉	
	主ポンプ状態表示	1	11	11	○	○		接点			○															始動準備完了、始動中、冷却水通水、潤滑水通水、機関油圧正常、減速機油圧正常、運転、排水、停止中、始動(機関)、停止(機関)	
	補機状態表示	1	8	8	○	○		接点			○															ポンプ井水位規定値、冷却水槽水位規定値、放流弁全閉、燃料ハンドル運転位置、給気ファン連動、換気ファン連動、送水路吐口水門全閉、送水路吐口水門全開	
	吐出弁状態表示	2	4	8	○	○		接点			○															全開、全閉、動作中、停止	
	吐出弁故障表示	2	4	4	○	○		接点			○															過負荷、過トルク	
	機関潤滑油ポンプ状態表示	2	2	4	○	○		接点			○															運転、停止	
	機関潤滑油ポンプ故障表示	2	1	2	○	○		接点			○															過負荷	
	減速機潤滑油ポンプ状態表示	2	2	4	○	○		接点			○															運転、停止	
	減速機潤滑油ポンプ故障表示	2	1	2	○	○		接点			○															過負荷	
	機関冷却水弁状態表示	2	2	4	○	○		接点			○															開、閉	
	減速機冷却水弁状態表示	2	2	4	○	○		接点			○															開、閉	
	減速機充排油弁状態表示	2	2	4	○	○		接点			○															開、閉	
	ポンプ潤滑油弁状態表示	2	2	4	○	○		接点			○															開、閉	
	軽故障	1	4	4	○	○		接点			○															減速機潤滑油温度異常高、空気槽圧力低、ポンプ井水位異常高、燃料小出槽油面低	
	重故障	1	17	17	○	○		接点			○															ポンプ始動渋滞、機関始動渋滞、停止渋滞、非常停止、機関過速度、機関潤滑油圧異常低、機関冷却水断水、機関冷却水温度異常高、減速機潤滑油圧異常低、減速機軸受温度異常高、減速機冷却水断水、スラスト軸受温度異常高、潤滑水断水、流体継手作動油圧異常低、吐出水槽異常高、調整水槽異常高	

※記録○印中央管理所対応

1. 尾西排水機場領内川2号ポンプ交換部品

番号	種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
1	メカニカルシール		組	1	
2	水中軸受（ボール部）	CAC203+ゴム	個	2	
3	水中軸受部スリーブ（ボール部）	SCS2	個	2	
4	水中軸受（中間部）	CAC203+ゴム	個	1	
5	水中軸受部スリーブ（中間部）	SCS2	個	1	
6	グランドスリーブ	SCS2	個	1	
7	グランドパッキン	炭化繊維	台分	1	
8	スラストベアリング	S25C+WJ	個	1	
9	ラジアルベアリング	SS+WJ	個	1	
10	アジャストメントリング	SS スラストベアリング調整用	個	1	
11	シム等	スラスト調整用	台分	1	
12	主ポンプ整備用ボルト、ナット	SUS304	台分	1	
13	主ポンプ整備用パッキン		台分	1	
14	連成計		個	1	
15	ダイヤル温度計		個	1	
16	急排空気弁	75A、副弁付	個	2	
17	急排空気弁	25A	個	1	
18	オイルクーラー		台	1	
19	オイルポンプ		台	1	
20	エアブリーザ		個	1	
21	油面計		個	1	
22	検流器	40A、潤滑水給水用、潤滑水戻り用	個	2	
23	流量スイッチ	40A、潤滑水給水用	組	1	
24	流量調整弁	40A、潤滑水戻り用	個	1	
25	電動ボール弁	40A、潤滑水給水用	個	1	
26	電動ボール弁	125A、エンジン入口側冷却水弁	個	1	
27	流量調整弁	100A、エンジン冷却水調整弁、減速機冷却水調整弁	個	2	
28	電動ボール弁	100A、減速機入口側冷却水弁	個	1	
29	流量スイッチ	100A、減速機冷却水通水確認用	個	1	
30	検流器	100A、減速機冷却水通水確認用	個	1	

2. 尾西排水機場領内川 2 号ポンプ用複合減速機交換部品

番号	種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
1	軸受	23260	個	1	
2	軸受	23230	個	1	
3	軸受	NU1064	個	1	
4	軸受	22340	個	1	
5	軸受	32244DF	組	1	
6	軸受	22348	個	1	
7	軸受	22340	個	1	
8	軸受	23088	個	1	
9	オイルクーラー		台	1	
10	ダイヤル温度計		個	2	
11	圧力スイッチ		個	4	
12	圧力計		個	2	
13	電動ボール弁		台	1	
14	エアブリーザ		台	1	
15	検流器		台	1	
16	内蔵油ポンプ	MOP	台	1	
17	初期油ポンプ	AOP (モータ、カップリング、ベース含む)	台	1	
18	ウイングポンプ		台	1	
19	サクシヨンストレーナ		個	2	
20	点検窓		枚	2	
21	油面計		組	1	
22	フィルター用消耗部品	エレメント、パッキン、Oリング	台分	1	
23	シム	歯当たり調整用	台分	1	
24	本体用消耗部品	パッキン、Oリング、座金類	台分	1	

3. 尾西排水機場領内川 2号ポンプ用原動機交換部品

番号	種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
1	水連結ゴム		個	24	
2	水連結管Oリング		本	24	
3	水出口パッキン		枚	12	
4	プッシュロッドガイドゴム		個	12	
5	プッシュロッドガイドOリング		本	12	
6	クランクケースドアパッキン		枚	12	
7	シリンダライナOリング		本	18	
8	ピストンリング・TOP		本	6	
9	ピストンリング・2ND、3RD		本	12	
10	オイルリング		本	12	
11	カムケースカバーガスケット		個	6	
12	給排気弁Oリング		本	24	
13	シリンダーヘッドガスケット		本	6	
14	ヘッドカバーガスケット		枚	6	
15	始動弁銅パッキン		枚	6	
16	始動弁カバーガスケット		枚	6	
17	始動弁本体Oリング		本	6	
18	始動空気分配弁パッキン		枚	1	
19	インジケータコック銅ガスケット		SET	1	
20	給気マニホールドパッキン 1		個	6	
21	給気マニホールドパッキン 2		個	6	
22	排気マニホールドパッキン		個	6	
23	排気伸縮継手		個	6	
24	排気伸縮継手用ボルト・ナット等		台分	1	
25	排気伸縮継手座金		SET	14	
26	排気伸縮継手バネ座金		枚	68	
27	過給機リペアキット		SET	1	
28	過給機フローティングメタル		個	2	
29	過給機スポンジフィルタ		枚	1	
30	過給機出口パッキン 1		枚	1	
31	過給機出口パッキン 2		枚	1	
32	過給機入口パッキン		枚	2	
33	燃料高圧ユニオンOリング 1		本	6	
34	燃料高圧ユニオンOリング 2		本	6	
35	燃料弁本体Oリング		本	6	
36	燃料弁Oリング		本	6	
37	燃料弁ノックピン		本	12	
38	燃料弁ノズルチップ		個	6	
39	ヘリコレックスシール		枚	6	
40	燃料噴射ポンプブランジャー		個	6	
41	燃料噴射ポンプブランジャーバックアップリング		個	12	

3. 尾西排水機場領内川 2 号ポンプ用原動機交換部品

番号	種 目	規 格	単位	数量	備 考
42	燃料噴射ポンプブランジャーOリング1		本	12	
43	燃料噴射ポンプブランジャーOリング2		本	6	
44	燃料噴射ポンプディフレクター		個	12	
45	燃料噴射ポンプディフレクターOリング		本	12	
46	燃料噴射ポンプ吐出弁(完備品)		式	6	
47	燃料噴射ポンプ吐出弁バックアップリング		本	12	
48	燃料噴射ポンプ吐出弁Oリング		本	6	
49	燃料噴射ポンプ本体Oリング		本	6	
50	燃料供給ポンプボールベアリング	# 1	個	1	
51	燃料供給ポンプボールベアリング	# 2	個	1	
52	燃料供給ポンプオイルシール		個	1	
53	燃料供給ポンプOリング		本	1	
54	燃料供給ポンプガスケット	# 1	枚	1	
55	燃料供給ポンプガスケット	# 2	枚	2	
56	燃料フィルタガスケット下		枚	1	
57	燃料フィルタケースパッキン		枚	1	
58	燃料フィルタボルト用Oリング		本	2	
59	潤滑油フィルターパッキン	BDV-16S	枚	2	
60	潤滑油フィルターパッキン		枚	2	
61	潤滑油フィルターOリング		本	2	
62	潤滑油冷却器Oリング		本	2	
63	潤滑油冷却器パッキン		枚	2	
64	流量スイッチ	100A、冷却水断水警報用	組	1	
65	冷却水温調弁	100A	組	1	
66	機付回転計		個	1	
67	燃料流量計	25A、フランジ付	個	1	
68	圧力温度スイッチ		個	1	
69	圧力スイッチ		個	1	
70	燃料ハンドルリミットスイッチ		個	1	
71	潤滑油プライミングポンプ完備品 (モータ含む)		式	1	
72	温度計	600℃、排気温度用	本	7	
73	温度計	100℃、冷却水・潤滑油用	本	5	
74	温度計	100℃、給気温度用	本	1	
75	圧力計	0.4MPa	個	4	
76	圧力計	1.0MPa	個	2	
77	冷却水ポンプメカニカルシール		個	1	
78	冷却水ポンプOリング		本	1	

3. 尾西排水機場領内川 2号ポンプ用原動機交換部品

番号	種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
79	冷却水ポンプOリング (スリン ガー)		本	1	
80	冷却水ポンプオイルシール		個	1	
81	冷却水ポンプベアリング	# 1	個	1	
82	冷却水ポンプベアリング	# 2	個	1	
83	スプリングブロック		個	12	
84	シム		枚	10	
85	Oリング		台分	1	